

## 令和7年度第3回 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：令和8年1月6日(火)

午後2時から午後2時55分まで

場所：宮城県行政庁舎 11階第二会議室

### ○司会

ただ今より、令和7年度第3回安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。環境生活部長の末永につきましては公務のため不在でございますので、共同参画社会推進課長の川部から御挨拶を申し上げます。

### ○川部 裕課長

本日は年始のお忙しいところ、またお寒いところ、安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本委員会につきましては、10月の前回の会議で「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第5期）」の中間案について御審議をいただきました。

本日は、前回の審議内容や、10月8日から11月10日まで実施したパブリックコメントにおける2件の御意見、10月27日の県議会環境福祉委員会における集中審議を踏まえた、計画の最終案について、御審議いただくこととしております。

5期計画につきましては、昨年1月の本委員会において知事から委員会に諮問いたしまして、本日を含め1年間で4回、皆様に丁寧に議論を重ねていただきました。また、最終案の取りまとめに当たりまして、あらかじめ書面で御意見をいただきました。改めまして、感謝申し上げます。

これまでの議論の中では、例えば、「防犯CSR活動の促進をもっと書き込めないか」といった計画本文に関するものから、「防犯情報を必要な人にどうやって届けていくのか」といった具体的な取組に関するものまで、幅広く御意見をいただきました。

これらの御意見は、皆様がそれぞれのお立場で、普段感じておられる課題や御提案を率直にいただいたものと認識しており、できるだけ計画に反映するとともに、具体的な取組についても検討を進めているところです。

この計画は、県民一人一人の防犯意識を高め、犯罪の被害に遭わないまちづくりを進めるために策定するものです。県といたしましても、計画を踏まえ、犯罪の防止に向けて、一層取組を進めていきたいと考えております。

本日が最後の委員会となりますので、どうぞよろしくごお願い申し上げます。

### ○司会

本日は19名の委員中、12名の方に御出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第2条第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。またこの会議は、県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。会議録につきましてはまとまり次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としております。

本日御欠席の委員は、青山達二委員、大内一郎委員、大槻ヴァレリアハルエ委員、後藤教恵委員、千葉正幸委員、八幡悦子委員、門間智史委員でございます。

本日出席しております事務局職員と関連事業の担当課室職員につきましては、お配りしております資料に記載のとおりでございます。

それでは犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。成瀬会長、お願いいたします。

#### ○議長

よろしくお願いいたします。では、議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速、議事に入りたいと思います。次第3、協議事項「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第5期）最終案の策定について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第5期）の最終案」について、御説明申し上げます。

資料1は最終案の概要、資料2は最終案の全文です。また、参考資料がございます。本日は、主に資料2により、中間案からの変更点を御説明いたします。

資料2の3ページを御覧ください。上から2行目に、県民を対象としたアンケートの実施などにより、安全・安心まちづくりの進捗状況の把握に努めることを追記しました。これは、「体感治安を測定するためにアンケート調査が必要」との御意見を反映したものです。なお、具体的な調査方法については、リーフレットにアンケート機能を付与することを想定しておりますが、調査項目については引き続き検討してまいります。

次に、6ページを御覧ください。（2）の最後の段落で、来日外国人被害の刑法犯認知件数の状況、来日外国人の刑法犯・特別法犯検挙件数の状況を詳しく書き込みました。県内における来日外国人被害の刑法犯認知件数は、過去10年間でみると増減を繰り返していますが、令和6年の件数は、宮城県警察本部の「犯罪統計書」上で最も多くなっています。一方、来日外国人の刑法犯・特別法犯検挙件数も、同様に増減を繰り返していますが、同統計書上、令和6年の件数は、検挙件数が最も多かった平成15年の359件よりは少なくなっています。

す。

その上で、防犯情報や外国人がルールを適切に把握できるような情報の発信を行うとともに、外国人と日本人の慣習や文化の違いからくる課題に対応できるよう多文化共生の地域づくりを進めることが求められているとしました。

これは、宮城県議会環境福祉委員会の集中審議でいただいた、「外国人への偏見が広がらないためにも、現状と認識を盛り込むと良い」との御意見を反映したものです。

また、グラフ下部に来日外国人の定義についても追記しております。

9 ページを御覧ください。ページ下部の脚注のながら見守りの説明について、多様な世代や事業者が、日常生活のなかで防犯の視点を持って気軽に実施できる防犯ボランティア活動のことであり、国の登下校防犯プランの説明を追記しました。

これは、「ながら見守りの対象は、子どもだけではない」との御意見を反映したものです。

14 ページを御覧ください。イの○3つ目の防犯CSRの説明について、事業者が行う特殊詐欺防止や自転車盗難防止を呼びかけるキャンペーンや、社用車の青色防犯パトロール車の登録、業務を通じた子どもの見守りなどとし、こうした取組を広報することで防犯CSRの取組を促進することとしました。

また、ページ下部の脚注の説明も充実させました。これは、「防犯CSR活動は、宅配以外にも多岐にわたる」との御意見を反映したものです。

17 ページを御覧ください。アの○3つ目について、子どもの見守り活動の手法として、ながら見守り活動や防犯CSR活動など、様々な手法があるとしました。

これは、さきほど御説明したとおり、ながら見守り活動や防犯CSR活動は子どもの見守りに限る取組ではないことを踏まえつつ、子どもの見守りの一つの手法であることを反映したものです。

23 ページを御覧ください。イの○1つ目に、障害者が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを追記しました。

これは、「障害者は被害者だけでなく加害者にもなり得る」との御意見を反映したものです。

また、○3つ目に、障害者虐待等の防止対策をはじめとした障害者の権利擁護を図ることを追記しました。

これは、「高齢者同様、障害者の箇所にも権利擁護の言葉を追加するべきではないか」との御意見を反映したものです。

25 ページを御覧ください。ページ中ほどの主な事業の3つ目に、県ホームページにおける多言語での情報発信を追加しました。

これは、「県外からの外国人旅行者には、どこで防犯情報を確認すればよいのか」との御意見、そして「外国人に向けた情報発信について、外国人がアクセスできるウェブサイトがあるならば、「主な事業」に入れてはどうか」との御意見を反映したものです。

29 ページを御覧ください。イのインターネット利用に関するトラブルとして、インター

ネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等を追記しました。また、エの○1つ目でも、インターネット上で誹謗中傷や不適切な投稿をしないようにすることを追記しました。

これは、宮城県議会環境福祉委員会の集中審議でいただいた、「誹謗中傷への対応をもう少し書き込むべきではないか」との御意見を反映したものです。

次に、同じページのエの○2つ目で、性的画像の軽率な提供が加害者にもなりうることを追記しました。

これは、「加害者にもなりうるという注意喚起が必要ではないか」との御意見を反映したものです。

30 ページを御覧ください。1行目から2行目にかけてですが、保護者をはじめとした大人にも危機意識を持ってもらうとともに、大人自身も、日々変化するインターネットに潜む危険性に関する知識を新たにすると追記しました。

これは、「保護者に対してもインターネット教育や啓蒙が必要である」との御意見を反映したものです。なお、防犯に関する情報を、いかにして保護者を含め必要な方に届けていくのかということについては、これまでの委員会でも議論いただいたところでございます。これについては、ポケットサインの活用や、県のホームページの充実などを進めるなど、引き続き検討してまいります。

31 ページを御覧ください。アの○3つ目として、薬物乱用未然防止や初期対応を含めた相談窓口として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、SNSや電話での相談体制の整備、相談窓口の周知を追加しました。

これは、「薬物乱用の防止について、家庭環境に問題のある子どもたちが、オーバードーズに陥るといったこともあることから、相談窓口の啓発を含めてはどうか」との御意見を反映したものです。

32 ページを御覧ください。アの○2つ目で、学校等への不審者防止対策として、登下校時などには、教職員や保護者、スクールガードリーダー等の地域のボランティア、警備員が立ち会い、子どもの安全を見守るなどの連携について追記しました。

これは、「学校の安全について、PTAと連携した市町村や地域の取組を入れてはどうか」との御意見を反映したものです。

資料2の説明は以上でございます。

資料1の概要版は、計画全文の校正の過程で、軽微な修正が生じたのみですので、説明を省略いたします。

次に、参考資料を御覧ください。こちらは、前回の審議内容、パブリックコメント、県議会環境福祉委員会が出された御意見と、県の考え方を整理した資料です。ただいまの資料2で言及しなかった箇所と、パブリックコメントについて、御説明します。

資料の4ページを御覧ください。

No15でございます。最終案に反映した、上のNo14とも関連しますが、前回の委員会で、オーバードーズなどに陥った人は、相談窓口に来ないと思われることから、インターネット

の検索時に、自死対策のように相談窓口が表示される仕組みがあると良い、との御意見をいただきました。

また、委員の皆様事前に最終案をお送りしたところ、委員の方から「学生以外の若者にも効果的な対策が講じられていると良い」との御意見もいただきました。

県では、インターネット検索に働きかける取組はございませんが、薬局やドラッグストアの薬剤師等を対象にゲートキーパーの担い手を育成する取組を行っています。一般薬販売時の声掛けなど、薬剤師、登録販売者のゲートキーパーとしての役割を強化することとしています。

学生以外の若者への対策については、庁内の関係部局とも調整を行い、現時点で計画に記載できる内容として最終案のとおり整理いたしました。引き続き、薬物関係の担当部局とも情報交換し、取組ベースで対応を進めたいと考えます。

次に、パブリックコメントの御意見を御説明します。パブリックコメントは、2者から計2件の御意見がございました。資料の6ページでございます。

No21は、防犯活動に関する県の認定制度やロゴマークの創設などについての御意見でした。現在、各市町村では、地域の実情に応じ、様々な防犯パトロールや見守り活動を行っているものと認識しております。また、県警でも青色防犯パトロールに関する証明書や実施者証を交付しているほか、地域別にホットスポットパトロール講習会などを実施しています。県での認定制度やロゴマークの創設等は予定しておりませんが、地域における取組事例を市町村間で共有するなどし、こうした取組を促進してまいります。

もう一つのNo22は、外国人の被害防止以上に、「外国人による被害防止」に力を入れるべきではないか、との御意見でした。資料2の6ページの箇所でも御説明したとおり、県としては、外国人と日本人の慣習や文化の違いからくる課題に対応できるよう、多文化共生の地域づくりを進めることが求められており、外国人がルールを適切に把握できるような情報発信を行っていく必要があるものと認識しております。

以上が、最終案についての御説明となります。

計画については、今後、委員会から知事へ答申を行い、宮城県議会2月定例会に議案として上程することとしております。

本議事についての説明は以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。事務局の説明について、何か御質問、御意見等があればお願いいたします。なお、計画の案文につきましては事前に御意見を事務局に送っていただいておりますので、案文そのものというよりも、取り組みの提案などがございましたら、この機会にお願いできればと思います。

#### ○加藤 宣時委員

前回は事情があり参加できず、大変失礼いたしました。

頂いた資料を全部読みまして、色々と考えてきました。文章自体はさほど問題ないと思っております。ただ、外国人の対応については、私の近所にも外国人が10人ぐらいアパートに住んでいます。彼らは日本語が分からないので、なかなか日本人と馴染むことが難しいとは思いますが、1箇所に集まってたむろしたりして、私も彼らに話したりしていますが、ゴミの出し方や生活の仕方が全然違います。部屋の中で仕事から帰ってきたからお話ししているのかもしれませんが、日本人よりも声が大きいです。

外国人はたむろして行動を一緒にするので、何を話しているか私たちには分からないわけです。文化や慣習が違うからという話もありますが、外国人であろうと日本人であろうとやってはいけないことはやってはいけないのです。それは県としては伝えていかないといけないのでないか。県や国できちんとルールを守ることを教えて、法律に従わない場合はしかるべき対応をする。そういうことを私は感じました。

もう一つ、15ページの推進項目(3)「各ボランティア団体等のネットワーク化の促進と連携・協働」です。県では連携や協働、促進といった言葉が大好きで色々使っているようですが、具体的推進方策のアイに、ネットワークを構築して公民館を拠点化するとか、適切な役割分担と効率的な活動を促進するとなっていますが、私は町内会長を15年もやっています。それなのにネットワークの「ね」の字も市から連絡があったことはありません。各団体が自分たちでやっているのが現状です。ネットワークなんてどこからも聞いたことがない。言葉はいつでもいいのですけれども、実際にやるほうのネットワークを作るための会議もしない。実際やっている私としては何のために書いているのかと私は思います。文章はあまり細かいことは言いませんが、現実離れしていて、やりもしないことを書いても絵に描いた餅に過ぎないと私は思います。

#### ○事務局

まず、1点目の外国人の件です。身近に外国人の方がいらっしゃって、普段の生活を見られている上での御意見ということで承りました。外国人については計画本文の6ページで御説明しました。宮城県でも外国人技能実習生などの活躍の場が広がっており、定住の外国人もそうですし、働く外国人も含めて今後ますます増えていくことが想定されます。6ページをこのように修正したのは、県議会からは、県の施策との関連で外国人が増えているから犯罪が増えているということが誤って伝わっているのではないかとということで、統計も示しました。外国人が増えているからといって、必ずしも犯罪が増えているわけではないことを明らかにしています。その上で、生活実態も踏まえて、外国人の姿が明らかになる中で、日本人と外国人が共に生活するためにどうしたらいいか、ということを考えていくという意味で、多文化共生の地域づくりを進めていくことを盛り込ませていただきました。当然、多文化共生はこの計画を主にやっていくものではなく、多文化共生を推進する部局がありますので、そちらとも連携しながら、頂いた御懸念を少しでも少なくできるような県として

も取り組んでいきたいと考えております。

2点目のネットワークの関係ですが、長年活動されている中で、あまり話を聞いたことがないとのことございました。計画の16ページには、ネットワーク化の促進、連携・協働を意識した主な取り組みを書いております。こうしたものが末端の活動をされている皆様まで十分に届いていないというところもありますので、頂いたお声も留意しながら、言葉だけにならないようしっかり取り組んでまいりたいと思います。

#### ○藤澤 美子委員

6ページの外国人の件ですが、検挙件数は増えているけれども割合では多くなっていないという話でした。グラフで検挙件数だけを見ると、外国人が犯罪を犯している数が増えていると思われてしまいます。もし可能であれば、住んでいる外国人の人口に対するパーセンテージはそんなに推移していないという具体的な表があれば、検挙件数とはまた違う考えが出てくると思いました。これだけ見ると、101件が247件に倍増しているように見えてしまいますが、分母も増えていけば日本人と割合的にはそう変わらないのだと示せると、外国人がクローズアップされていると「外国人がいるから犯罪が増えた」と思われるのを防げると感じました。

もう1点、31ページの薬物乱用関係についての意見を言わせていただきました。学生以外の人たちへの啓発活動はどうするのだという話をしましたが、私は現在も薬物乱用防止指導員をやっております。1月の二十歳を祝う会の際に、啓発活動のパンフレットやリーフレット、ティッシュペーパーなどを配布しています。数年続けていますが、成人する方に配布する資料の式次第などと一緒に薬物乱用関係のリーフレットも必ず入れるようにしています。そうすると、学生ではない方々もその年齢になった方は少なくとも目にしますし、その親御さんも目にするという思いがあります。多少は役に立っているかと思っております。私の活動も参考にさせていただければと思い、意見させていただきました。

#### ○事務局

1点目の外国人の統計の件ですが、御懸念はそのとおりだと思います。確かにこれを見ると昨年から増えております。背景としては、外国人の広域窃盗が多く検挙されており、それが100件程あります。それを除けば100件と少しだと思いますが、背景は統計から読み取れないところがあります。人口比で整理するのは今からではなかなか難しいですが、御懸念に対してきちんと説明できるよう準備を進めていきたいと考えております。

2点目の31ページの薬物乱用防止の件については、一つの取り組みとして御紹介いただきありがとうございます。薬物乱用防止推進事業ということで県で作成している宮城県薬物乱用対策推進計画に基づき様々な取り組みを行っておりますので、頂いたご意見を担当課に伝え、効果的な対策につながるよう取り組んでいきたいと思っております。

○小野 和徳委員

今年から県の補導員協会の副会長をしています。まだそちらの会議に1回も出ていませんが、少年補導員としての立場から申し上げます。計画にはなかなかそういう文言が出てきませんが、少年犯罪ということだけではなく、子どもたちに対して、防犯意識を小さいうちから教えていただきたいということで、色々と方法を考えながら紙芝居を作ったりだとか、演劇を行っています。最近は小学校や児童館で主に活動していますが、それ以外にも、夜間の巡視活動などを行っているわけですが、時代とともに、そういったものを開催してほしいという要求がコロナ禍ということもありましたが、少なくなったということもあります。

また、警察の担当課の人たちがどのような意識を持って少年補導員に関わってほしいのかといったことが、どうしても2、3年に1度、上の方々が変わる度に多少関わり方が変わってきます。行政はどこでもそうでしょうけれども、ボランティアとして関わっている者としては、継続した活動をしたいのにも関わらず、いちいち説得しながら活動していくのは大変だということ。そういった意味では、警察も含めてもう少し申し送りを、前の方から正確な情報を伝えていただいて、それを基にまた一緒にやっていきたいと思えます。これが、少年補導員として主に頑張っていることです。

特にコロナ禍があったことが大きいですが、今までは地域間の交流を、例えば私は若林区担当ですが、他の区と関わるために、3年に1度カンファレンスなどをやっていたのですが、みなさん、そこまでは要らないだろうということで、他の地区との関わりを別に拒絶しているわけではないですが、そういった意味ではだんだんと連携とか、先ほど御質問がありましたけれども、逆に時代とともにそういったことを無意識のうちに、関わるということが薄れていくような、そんな意識を最近持っています。できるだけ、行政でも活動の連携の活発化を持たせるための促しというものがあるのもいいのではないかと思います。

もう1点、3ページの図の中で県の宮城県再犯防止計画がありますが、罪を犯した人たちの更生が、安心・安全なまちづくりにとっては大事なことにつながるかと思います。障害者もそうですが、犯罪を犯した人たちのことも差別するような地域社会ではなく、一緒に社会を構成している人たちだという意識を持った計画になれば、また違った生活環境で、みんなが安全・安心に生活していけるのだと思います。

ただ、時代は逆行しているので、隣がだれか分からない、そんな中で生活している中では、非常に難しい問題だと思います。こういうことが大事だといって、色々な計画を沢山練るのですけれども、その課題を克服するためにどうするか、ということを考えるほうが、大切だと思います。地域社会ではこういう計画のことを具体的に知っている人はほとんどいない。身近なところでの生活でどうしたらいいか、ということに落としていくためには、誰が、どういう方法で一般の人たちにどのように伝えていくかということが、なかなかここには出てこないと思います。ぜひそういった方面で行政がどこと連携してどのように伝えていくか、ということがもう少したわわれているといいと思います。

#### ○事務局

1点目の申し送りにつきましては、我々も2年3年で異動が伴いますので、そういった際にはしっかり引き継ぎをする形で当然しているところではありますが、この分野に限らず、色々な分野で言われることかと思えます。人が変わったから急にやるのがかわるということは、相手方にとって非常に失礼なことだと思いますので、そこはないようにしっかり申し送りをしていきたいと思えます。連携の話につきましては、先ほど加藤委員からもお話いただきました。色々な場面で他の団体が実施している取組を紹介させていただくところから、自分がやっていない取組を知っていただくなど、様々な団体がつながることによって、よりよい取組につながっていくこともあります。そういったところを計画にも書き込んでいるつもりではありますが、実態としてそうなるようにしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

また、宮城県再犯防止計画の関係は、3ページに記載しておりましたし、計画の22ページの下から2つ目で宮城県再犯防止計画の事業の主なものとして紹介しております。御意見も踏まえて、取組に落とし込めるように、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

#### ○小野 和徳委員

安全・安心まちづくり委員会の人選について、私は保護司という立場もあるので、例えば犯罪を犯した人の更生を考えた場合に、外すことができないのは、保護司とか、保護観察所になると思えます。そういったところがここには出てこないの、更生を目的とした事業について、ここにどのような形で関わりを持っていくのか、なかなか読んでいても見えないところだったので、そういう意味では、それこそ横のつながりを持つためには、1つの専門的な分野で頑張っている人の情報をいかに吸いあげて一緒にやっていくかということを考えると、委員の中にもそういう方をいれて意見を伺ったほうがもっと充実した安全・安心まちづくりにつながると思えます。

#### ○事務局

委員の改選は2年ごとに行っていますので、今、1年程経ったところですので、来年の今ぐらいの時期が改選のタイミングかと思えます。御意見を踏まえて、メンバーの構成については、2年ごとに見直しをさせていただいており、検討させていただきます。

#### ○高橋 直嗣委員

先ほど、藤澤委員が外国人の検挙の関係で、伝えたいことと違う方向に進むのではないかと心配だということもありました。警察の犯罪統計の考え方として、検挙件数とはその年に検挙した件数となります。県民の目線からすると、その年にこのぐらい発生して、その年にこのぐらい検挙したということが、なかなか理解しにくいところがあると思えます。この表現としては、令和6年の検挙件数は、過去に発生した事件の検挙もあり、警察本部の犯罪

統計で多くなっています、ということを追加書きして、過去に発生した件数を含んでの検挙件数である旨を付け加えると、表現が柔らかくなると思います。この棒グラフだけを見ると件数が増加しており、不安になると思われるので、参考までに意見しました。

#### ○事務局

できるだけ誤解のないようにはしたいと思っております。修正できるかどうかを含めて確認いたします。本文を修正できるようでしたら、そのような表現を加えさせていただきます。

#### ○吉崎 和宏委員

1点目ですが、私は令和7年5月から宮城県銀行協会常務理事を拝命し、この立場として当委員会に参画させて頂き、本基本計画を拝読させて頂いている中、初稿から中間稿、そして年末に最終稿をいただきまして、多くの方々、委員の皆様や議員の方々からの御意見を踏まえて、最終段階ではかなりブラッシュアップされたのではないかと感じております。夏場の第1回安全・安心まちづくり委員会の時に申し上げたのですが、この計画自体が包括的な計画という性格を有していることもあるので、広い分野を扱っていることから、内容面ではなかなか深いところまで入るのは難しいと感じています。一方で、取り扱っている題材自体は、相当漏れがないように扱われていると思います。私は宮城県銀行協会常務理事の立場から、別途サイバー犯罪について、宮城県警の別の委員会にも参画させていただいております。そういった委員会では、論点を限る代わりにかなり深い議論もしております。こういった多種多様な委員会などでは、委員会ごとに深い議論がありますので、本計画のような包括的な計画において、案件を漏れなく捉えていることが重要だと思います。私自身は、この計画はしっかり1年間議論に議論を尽くされ、先ほど課長のお話にもありましたが、かなりブラッシュアップされたと思います。最終的には、県議会に上程して議員の皆様と議論させていただいて、しっかりこの計画が実現できるようになればいいと思っていますところでは。

一方で、2点目ですが、先程来、お話がございましたが、例えば、4ページでいうと認知件数自体は増えてはいないというところでは。ただ一方で、私自身県民の一人として、安全・安心なまちづくりの観点からみて、犯罪のないまちになっているのかというと、必ずしもそうは感じてはいなくて、むしろますます怖い思いをすることがあるというのが実感です。その辺について5ページの特種詐欺の被害状況については、宮城県銀行協会と警察と連携して議論をしている分野ですが、この件数だけでなく、被害額についてみると、かなりマグニチュードが大きくなっていることがわかります。その下のグラフもそうですが、声かけ案件であるとか、性犯罪の発生状況について1つ1つ見ていくと、4ページ目にある認知件数と、5ページ目にあるグラフとのマグニチュードがかなり違うところがわかります。5ページ目を見ると、対応しなければならぬところはかなりあるという問題意識は、この5ページだけでも読み取れると思います。先程来お話しいただいているように、認知件数をどうやっ

て捉えるかという問題がありますので、ここだけではなくて、こうしたマグニチュードが出る場所を認識することでもって、現状の社会が必ずしも安心・安全ではないのだとの認識に至ると思います。だからこうした本計画を多方面から議論するとともに、その論点1本1本に対応していかなければならないという問題意識は、必ずしも本計画全文を読まなくても、今言及したグラフ類を見て頂くだけでもある程度納得いただけるのではないかと思います。本計画は、皆様のこれまでの多方面からのご議論もあってこのような形になっていると思います。本計画全文を読まなくても分かるよう、グラフ類には説得力がありますので、そういったところも県民の皆様に訴えていけば、現状の社会の問題意識についても捉えていただくことも出来ます。ひいては、本計画に記載している1つ1つの計画全てが、全般的な対応が必要なのだという認識を持っていただけるとと思います。私自身が冒頭で申し上げたことと被りますけれども、計画をきちんと網羅的にまとめる重要性と、個別に対応するところは、1本1本のところでしっかり深く対応することになるとと思います。広さと深さを、ここで全部求めることはできませんので、広さをここで捉えるのであれば、深さについては別な委員会などきちんと対応いただくという場合分けや役割分担が出来ていればいいと思います。冒頭の繰り返しとなりますが、私自身としては最終案として非常によくまとまっていると思います。

#### ○事務局

1点目につきましては、御礼を申し上げます。

2点目につきましては今、お話しいただいたことに尽きると思います。3ページで計画との関連ということで、いろいろな計画との結びつきについても整理をさせていただいております。網羅的にまとめればこういうこととなりますが、それぞれの分野でどのように取り組んでいくかは、それぞれの計画でより深いところを対応していくこととなります。本日は限られた担当課が出席していますが、1回目の委員会ではもっと沢山の関係課が出席してお話を承ったところですので、全庁的に取り組んでいくべきところですので、それぞれの分野でしっかり連携しながら取り組んで参ります。

#### ○加藤 宣時委員

9ページの方向性3の箇所ですが、3行目に「男性の被害対策の重要性が指摘されています」とあり、前の文章と続かないような気がしますが、これは男性でよろしいのですか。

#### ○事務局

大丈夫でございます。今までは女性の被害が中心と考えられてきましたが、ジャーニーズの問題も含めて男性の被害も明らかになっておりますので、そういったところを捉えて整理をさせていただいている表現です。

○議長

少し分かりにくいですね。女性の被害は当然として、男性の被害は近年になって明らかになってきたというところでしょうか。

○加藤 宣時委員

前の文章とのつながりを考えて、「重要性も指摘されています」として、「が」を「も」に替えたらいいのではないですか。

○事務局

御意見を承ります。表現はまた後で検討させていただきます。

○議長

委員の皆様から様々な意見を出していただきましたけれども、表現等に若干検討すべきところもあるようでしたが、基本的にこれで行きたいと思います。議題についての審議は以上といたしまして、今後の進め方についてお諮りいたします。

令和7年1月の令和6年度第2回委員会において基本計画の策定につき知事から諮問を受けております。したがって委員会として答申することとなります。本日御審議いただき、表現も含め若干御意見を反映させることができる部分もあるかと思しますので、御意見を踏まえて調整をした後、答申として知事に提出したいと思っております。スケジュールの都合上、皆様に御参集いただけるのは今回が最後となるかと思っております。そのため、答申につきましては会長一任ということでお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

では、私の方で皆様からいただいた御意見を踏まえまして事務局と調整の上、答申を取りまとめることといたします。

続きまして、次第4、その他について何かございますか。

○加藤 宣時委員

新年、何か皆様にお知らせすることはないかと考えまして、身近な安全・安心のボランティア活動についてお話ししたいと思ひ、資料をお持ちしました。これは今年で15年目の活動になります。計画表も参考までに付けております。あくまでも、この日は支障のない方は必ず実施してくださいということで計画表をお渡ししています。その他の日にもやりますという方には参加してもらっています。

夜間パトロールは必ず複数でやってくださいとお願いしています。2019年11月からは

ながらパトロールを追加しました。ながらパトロールも私たちの活動の1つだと捉えまして、日誌を書き換えました。書き換える前に大量に日誌の様式を刷っていたものですから、古い用紙を使い終わってから改正して、今の書面で実施しております。ながらパトロールは10年近く前から実施している状況になります。

良い計画を立てても継続しないと地域住民の人は理解してくれません。

活動を始めて15年目ですから、昨年12月26日も夜間パトロールをやっています。1月2日、お正月の翌日もパトロールをして、皆様に協賛していただいております。年末に実施したところ、地区の人からビールや温かいお茶をいただいたりして、皆さんに認知されています。このような活動はお題目だけでなく実際に活動して認知してもらうことが重要です。今は私の地区では私をご存じない人はほとんどおりません。地区の皆さん、子どもも必ず私に声をかけてくれます。やはり継続が一番だと思っております。この資料は個人の名前も入っていますので、終わりましたら回収させていただきます。

○議長

ありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

○司会

成瀬会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様には大変熱心に御審議いただきありがとうございました。

ここで、事務局から1点お知らせがございます。

○事務局

事務局から1点お知らせです。本日お配りした資料の下に、犯罪防止用機器展のチラシを置かせていただきました。今回御審議いただいた計画の中で防犯機器に触れる機会を作ると盛り込んでおりまして、早速、令和8年1月15日に防犯機器に触れることができる企画を御用意いたしました。今までは、防犯機器に触れられる企画はありませんでしたので、ぜひお越しいただければと思います。

○司会

それでは、閉会に当たりまして、環境生活部長の末永より御礼を申し上げます。

○末永 仁一部長

今日は第3回安全・安心まちづくり委員会ということで、成瀬会長、そして委員の皆様には、年始めの松の内ではありますが、御出席いただきまして大変ありがとうございました。昨年1月から4回にわたって御審議いただき、今後5年間新しい計画を取りまとめること

ができました。計画の中身を具体的な施策に落とし込み、実現したいと思います。本日は遅参しまして、大変失礼いたしました。この計画の目標には「県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、全ての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまち」を実現しますということを掲げております。この実現に向け、着実に施策を推進させていただきます。委員の皆様におかれましては、引き続き安全・安心まちづくりの施策に関しまして御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○司会

最後に、事務局から連絡がございます。

今回の委員会が今年度最後の委員会でございます。令和8年度は7月か8月頃の開催を予定しております。開催日が決まりましたら、改めて御案内を差し上げたいと思います。

以上で、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了いたします。ありがとうございました。